

内山の市街地整備推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、内山の市街地整備推進協議会（以下、「本会」という。）と称する。

2 本会の事務局は、中央林間内山自治会館に置く。

(区域)

第2条 本会は、中央林間内山地区のうち、市街化調整区域（以下、「当該区域」という。）を対象とする。

(目的)

第3条 本会は、大和市が作成した「街づくりの進め方」に基づいて、当該区域の街づくりの方針や計画を協議し、市街地整備を推進することによって、良好な住環境を創出・維持保全することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 当該区域の市街地整備推進へ向けた権利者の合意形成を図ること
- (2) 次条に定める会員相互の連絡調整に関する事
- (3) 会員の意見集約、志気高揚等に関する事
- (4) 行政との連絡調整に関する事
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業に関する事

(会員)

第5条 本会の会員は、当該区域において次の権利を有するもののうち、第3条に定める本会の目的に賛同するものとする。

- (1) 土地または建物を所有するもの
- (2) 借地権を有するもの

(理事)

第6条 本会を運営するため、会員の中から、理事を40名以内で選出する。

2 理事の任期は、本会の目的を達成するまでとする。

3 理事の中で、当該地区の街づくりについて、特に貢献したものを相談役とする。

4 理事は会長からの要請により、当会のいずれの会議にも出席することができる。

(顧問および協力員)

第7条 本会は、理事の他に顧問および協力員を置くことができる。顧問および協力員は、会長からの要請により、第11条に定める会議に出席することができる。

2 顧問および協力員は、次のものをあてることとし、総会で承認を得る。

- (1) 顧問 他団体に所属する学識経験者等
- (2) 協力員 本会の運営に協力するもの

(役員を選出)

第8条 理事の中から、次の役員（三役）を選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- (3) 会計は、運営費を掌握する。

(会計監査および事務局)

第10条 理事の中から、会計監査2名、事務局若干名を選出する。

2 会計監査および事務局の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会計監査は、会計関係書類を監査し総会に報告する。
- (2) 事務局は、会議の通知、書記、文書の保管、事務を統括する。

(会議)

第11条 会議は総会、理事会、幹事会とし、会長が召集する。

(1) 総会は、年1回の開催とする。次に掲げる事項を審議し、出席した会員の2分の1以上の賛

成をもって承認する。ただし、必要あるときは、臨時に会を開催することができる。

①規約の改正

②事業報告、事業計画、収支決算および収支予算

③理事および役員承認

④その他、理事会および幹事会において必要とする事項

(2) 理事会は、理事・顧問・協力員で構成される。幹事会の企画・立案を協議し、承認する。開催は随時とする。

(3) 幹事会は、会長・事務局担当副会長・会計・事務局で構成される。会長から出席の要請を受

けた者も出席することができる。第4条に定める事業を企画・立案し、理事会の承認を得

て、

執行する。開催は随時とする。

(運営費)

第12条 運営費は、会費および大和市・中央林間内山自治会等からの補助金等をあてる。

2 会費は、理事から徴収する。金額については、別途定める。

3 会費は、年1回徴収するほか、必要に応じて、臨時に徴収することができる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(設置期間)

第14条 本会は、本会の目的が達成された時点で解散する。

(その他)

第15条 この規約に定めるものは、都市計画法をはじめとする関係法令並びに地方公共団体が定める条例・規約等の規定に基づく。そのため、本会は関係機関に対し、随時、指導・助言など意見を求めることができる。

1

2 この規約に定めるもののほか、会の運営について必要な事項が生じた場合は理事会で定める。

別表(第12条関係)

会費 1000円

付 則

1 内山の市街地整備等検討準備会規約(平成24年5月13日施行)を本規約のとおり全部改正する。(平成26年5月18日)

2 本規約は、平成26年5月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

3 本規約は、平成27年5月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

4 本規約は、平成29年5月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。